（証券コード 6824）
2019年６月６日

株　主　各　位

大阪市淀川区三津屋中２丁目５番４号
新コスモス電機株式会社
代表取締役社長　髙　橋　良　典

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月26日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月27日（木曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市淀川区三津屋中２丁目５番４号
当社　本社２階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第60期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第60期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　役員退職慰労金制度廃止にともなう退職慰労金打切り支給の件
第６号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.new-cosmos.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を最重要課題のひとつと考え、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして以下のとおり当期の期末配当およびその他の剰余金の処分とさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金28円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額346,080,644円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月28日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　増加する剰余金の項目とその額

事業拡張積立金	500,000,000円

②　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	500,000,000円

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	重盛徹志（しげもり てつし） （1942年１月29日生） 再　任	1971年12月　当社入社 1987年９月　当社産業機器第一事業部長 1988年６月　当社取締役 1992年６月　当社常務取締役 1994年６月　当社専務取締役 1999年７月　当社取締役副社長 2001年７月　当社代表取締役社長 2017年４月　当社代表取締役会長（現）	357,340株
	【取締役候補者とした理由】 重盛徹志氏は、主に商品開発から営業、人事と幅広い業務に従事し、2001年７月から2017年３月までの15年間代表取締役社長、2017年４月から代表取締役会長として当社経営を担い、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	髙橋良典（たかはし よしのり） （1953年４月19日生） 再　任	1977年４月　当社入社 2004年４月　当社インダストリ事業部副事業部長 2009年４月　当社執行役員　技術開発本部長 2010年６月　当社取締役上席執行役員 2013年７月　当社取締役常務執行役員 2014年７月　当社取締役副社長執行役員 2017年４月　当社代表取締役社長（現）	20,000株
	【取締役候補者とした理由】 髙橋良典氏は、主に産業用ガス警報器関連業務に従事し、現在は代表取締役社長を務めております。当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	松原 義幸（まつばら よしゆき） (1959年2月8日生) 再任	1982年３月　当社入社 1997年４月　当社研究開発本部商品開発第三部長 2005年６月　当社取締役 2009年４月　当社取締役上席執行役員 2010年６月　当社取締役常務執行役員 2011年７月　当社取締役専務執行役員 2014年７月　当社取締役副社長執行役員(現) (現 生産本部管掌)	29,300株
	【取締役候補者とした理由】 松原義幸氏は、主に民生用ガス警報器関連業務に従事し、現在は取締役副社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	飯森 龍（いいもり りゅう） (1955年９月14日生) 再任	1983年３月　当社入社 2003年６月　当社社長室長 2004年６月　当社取締役 2009年４月　当社取締役上席執行役員 2011年７月　当社取締役常務執行役員（現） (現 海外事業統括本部長 兼 管理本部長 兼 内部統制担当 兼 広報室担当)	32,400株
	【取締役候補者とした理由】 飯森龍氏は、主に管理部門関連業務に従事し、現在は取締役常務執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	相川 勝之助 (1954年12月3日生) 再任	1976年4月 当社入社 2004年4月 当社インダストリ事業部 技術部長 2007年5月 コスモスサービス株式会社取締役社長（出向） 2009年4月 当社執行役員 2012年4月 当社執行役員 国内営業本部副本部長 兼 コスモスサービス株式会社取締役社長（出向） 2013年6月 当社取締役上席執行役員 2015年7月 当社取締役常務執行役員（現） (現 センサ本部管掌 兼 技術開発本部長)	28,941株
	【取締役候補者とした理由】 相川勝之助氏は、主に技術開発関連業務に従事し、現在は取締役常務執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	金井 隆生 (1960年7月31日生) 再任	1979年3月 当社入社 2004年4月 当社インダストリ事業部東日本営業部長 2009年4月 当社執行役員 インダストリ事業部長 兼 東日本支社長 2010年6月 当社取締役上席執行役員（現） (現 インダストリ営業本部長)	24,600株
	【取締役候補者とした理由】 金井隆生氏は、主に営業関連業務に従事し、現在は取締役上席執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	竹内 徹(たけうち とおる) (1958年11月4日生) 再任	1981年4月　大阪ガス株式会社入社 2008年6月　同社兵庫導管部長 2008年6月　同社副理事 2011年4月　同社大阪地区保安統括 2013年4月　当社顧問 2013年7月　当社執行役員 2014年4月　当社執行役員　事業戦略室副室長 2014年6月　当社取締役上席執行役員(現) (現　経営企画室管掌)	2,369株
	【取締役候補者とした理由】 竹内徹氏は、主に経営企画関連業務に従事し、現在は取締役上席執行役員を務めており、前職の大手都市ガス会社および当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
8	池田 俊雄(いけだ としお) (1955年9月18日生) 再任	1979年4月　東京ガス株式会社入社 2003年4月　東京器工株式会社　代表取締役社長(出向) 2010年4月　東京ガス株式会社　営業第二事業部長 2013年6月　東京ガスライフバルカンドー株式会社　代表取締役社長(出向) 2016年4月　当社顧問 2016年7月　当社執行役員　東日本支社長 2017年6月　当社取締役上席執行役員(現) (現 リビング営業本部長 兼 東日本支社長)	1,900株
	【取締役候補者とした理由】 池田俊雄氏は、前職の大手都市ガス会社におけるエネルギー関連の豊富な経験と実績を有しており、現在は取締役上席執行役員を務めております。これら豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	服部 雅夫 (1959年2月15日生) 再任	1984年4月　東邦ガス株式会社入社 2007年12月　同社西部支社長 2012年6月　同社環境部長 2016年6月　当社顧問（出向） 2016年7月　当社執行役員　中部支社長（出向） 2017年6月　当社取締役上席執行役員（現） （現 品質管理本部管掌 兼 インダストリ営業本部副本部長 兼 中部支社長）	900株
	【取締役候補者とした理由】 服部雅夫氏は、大手都市ガス会社におけるエネルギー関連の豊富な経験と実績を有しており、現在は取締役上席執行役員を務めております。これら豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
10	天本 太郎 (1954年9月20日生) 再任	1980年4月　石原産業株式会社入社 1986年2月　フィガロ技研株式会社入社 1996年4月　Figaro USA,Inc.　シニアマネージャー（出向） 1999年12月　フィガロ技研株式会社取締役　兼　Figaro USA,Inc.　シニアマネージャー（出向） 2003年3月　Figaro USA,Inc.　社長 2010年4月　フィガロ技研株式会社　代表取締役社長（現） 2017年6月　当社取締役（現） （重要な兼職の状況） フィガロ技研株式会社　代表取締役社長	1,200株
	【取締役候補者とした理由】 天本太郎氏は、アメリカにおける会社経営の経験、およびガスセンサ事業についての深い知見を有しております。その豊富な経験と高い見識から当社取締役として経営全般に適切な助言を行っていただいており、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	手島（てじま） 肇（はじめ） (1944年12月21日生) 再　任 社　外 **独立役員**	1967年４月　田熊汽罐製造株式会社（現　株式会社タクマ）入社 1998年６月　株式会社タクマ取締役　新エネ・環境本部長 2002年６月　同社常務取締役 2004年４月　同社取締役　専務執行役員　プラント建設統轄本部本部長 2005年４月　同社代表取締役社長 2007年３月　京都大学大学院博士課程修了　工学博士 2013年４月　株式会社タクマ　取締役会長 2015年７月　同社相談役 2017年６月　当社取締役（現） 2018年４月　株式会社タクマ　顧問（現） (重要な兼職の状況) 株式会社タクマ　顧問	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 手島肇氏は、長年にわたる企業経営で培われた高い見識と豊富な経験・実績により、現在も社外取締役として、経営全般に適切な助言をいただいておりますので、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

(注) 1．天本太郎氏は当社の子会社であるフィガロ技研株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に仕入等の取引関係があります。

2．その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3．手島肇氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

4．手島肇氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

5．社外取締役との責任限定契約の内容は、以下のとおりであります。
当社は手島肇氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、手島肇氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役３名のうち山岸和彦氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
山岸和彦（やまぎしかずひこ） (1956年４月19日生) 再　任 社　外 **独立役員**	1984年４月　第二東京弁護士会弁護士登録（現） 1995年９月　ニューヨーク州弁護士登録（現） 1998年３月　あさひ法律事務所弁護士・パートナー（現） 2001年６月　公益社団法人日本スカッシュ協会監事（現） 2008年４月　やまと債権管理回収株式会社取締役 2015年６月　当社監査役（現） (重要な兼職の状況) あさひ法律事務所弁護士・パートナー 公益財団法人日本スカッシュ協会監事	－株
【社外監査役候補者とした理由】 山岸和彦氏は、弁護士として豊富な経験や実績を有しており、その専門的な知識・見地からの助言をいただき、法令遵守の観点からの監査を期待して、引き続き社外監査役候補者といたしました。		

(注) １．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．山岸和彦氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

３．山岸和彦氏は現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

４．責任限定契約の内容の概要

社外監査役との責任限定契約の内容は、以下のとおりであります。

当社は、山岸和彦氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、山岸和彦氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2015年６月26日開催の第56回定時株主総会において補欠監査役に選任された西出智幸氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
西出智幸 (1962年８月20日生)	1990年４月　大阪弁護士会弁護士登録 吉川綜合法律事務所（現　きっかわ法律事務所）弁護士 1998年３月　ニューヨーク州弁護士登録（現） 2001年１月　きっかわ法律事務所弁護士・パートナー（現） 2006年５月　当社監査役 2006年６月　当社監査役辞任 2014年４月　大阪弁護士会副会長 2016年４月　京都大学大学院法学研究科付属法政実務交流センター客員教授 （重要な兼職の状況） きっかわ法律事務所弁護士・パートナー	500株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 西出智幸氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．西出智幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．西出智幸氏が監査役に就任した場合には、会社法427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額といたします。

第５号議案　役員退職慰労金制度廃止にともなう退職慰労金打切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを2019年５月13日開催の取締役会で決議いたしました。

これにともない、第２号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に再任される取締役のうち10名（うち社外取締役１名）ならびに第３号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に再任される監査役１名および現任の監査役２名に対して、本総会終結の時までの在任期間の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各役員の退任時といたしたく、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止にともなう退職慰労金打切り支給の対象となる役員の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
重盛　徹志	1988年６月　当社取締役 1992年６月　当社常務取締役 1994年６月　当社専務取締役 1999年７月　当社取締役副社長 2001年７月　当社代表取締役社長 2017年４月　当社代表取締役会長（現）
髙橋　良典	2010年６月　当社取締役上席執行役員 2013年７月　当社取締役常務執行役員 2014年７月　当社取締役副社長執行役員 2017年４月　当社代表取締役社長（現）
松原　義幸	2005年６月　当社取締役 2009年４月　当社取締役上席執行役員 2010年６月　当社取締役常務執行役員 2011年７月　当社取締役専務執行役員 2014年７月　当社取締役副社長執行役員（現）
飯森　龍	2004年６月　当社取締役 2009年４月　当社取締役上席執行役員 2011年７月　当社取締役常務執行役員（現）

氏名	略歴
相川 勝之助	2013年６月　当社取締役上席執行役員 2015年７月　当社取締役常務執行役員（現）
金井 隆生	2010年６月　当社取締役上席執行役員（現）
竹内 徹	2014年６月　当社取締役上席執行役員（現）
池田 俊雄	2017年６月　当社取締役上席執行役員（現）
服部 雅夫	2017年６月　当社取締役上席執行役員（現）
手島 肇	2017年６月　当社社外取締役（現）
池上 久雄	2006年６月　当社監査役 2017年６月　当社常勤監査役（現）
山岸 和彦	2015年６月　当社監査役（現）
柳澤 有廣	2017年６月　当社監査役（現）

第６号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1993年６月25日開催の第34回定時株主総会において、年額２億５千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を新たに支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額５千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

＜譲渡制限付株式の概要＞

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年35,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）等を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間
対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
（2）退任時の取扱い
対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
（3）譲渡制限の解除
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡、または定年その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
（4）組織再編等における取扱い
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
（5）その他の事項
その他取締役会で定める事項を、本割当契約の内容とする。
なお、本議案は、第２号議案「取締役11名選任の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

［全般的概況］

当連結会計年度におけるわが国経済の先行きは、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

このような環境のなか、当社グループは、家庭用ガス警報器関連、工業用定置式ガス検知警報器関連、業務用携帯型ガス検知器関連ならびに、住宅用火災警報器関連の開発、さらには独自のガスセンサ技術を活かした保安機器や省エネルギーに貢献する機器の開発等を行ってまいりました。さらに、当社グループのネットワークを活かし世界中のガス事故ゼロを目指し、より一層、安全で快適な環境づくりに貢献するため、高性能・高品質な製品の開発に取り組み、積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

その結果、売上高は285億１百万円と前期に比べ4.8％の増収となりました。経常利益は前期に比べ12.4％増の29億５千８百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ7.9％増の17億１千３百万円となりました。

商品別の概況は以下のとおりであります。

［商品別営業の概況］

・家庭用ガス警報器関連

都市ガス用につきましては、警報器用ガスセンサの販売が好調に推移し、売上高は前期を上回りましたが、都市ガス用警報器の販売台数が減少傾向となりました。

ＬＰガス用につきましては、拡販に努め、売上高は前期をやや上回りました。

その結果、家庭用ガス警報器関連の売上高は前期に比べ2.5％増の131億９千４百万円となりました。

・工業用定置式ガス検知警報器関連

国内のエレクトロニクス、自動車および石油化学業界向けガス検知警報器の販売が好調に推移しました。加えて海外市場においてエレクトロニクス業界向けガス検知警報器の販売が好調に推移し、売上高は前期に比べ10.8％増の79億６千３百万円となりました。

・業務用携帯型ガス検知器関連

国内の労働安全市場向け酸素濃度計の受注が好調に推移しました。加えて海外市場において可燃性ガス検知器の販売が好調に推移し、売上高は前期に比べ3.7％増の53億３千２百万円となりました。

商品別の売上高は次のとおりであります。

商品区分	売上高（百万円）	構成比（％）	前期比（％）
家庭用ガス警報器関連	13,194	46.3	102.5
工業用定置式ガス検知警報器関連	7,963	27.9	110.8
業務用携帯型ガス検知器関連	5,332	18.7	103.7
その他	2,011	7.1	100.3
合計	28,501	100.0	104.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額はセンサ工場、研究開発用機器、生産設備、ソフトウェア等を含め総額15億１千５百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における借入、増資および社債発行による重要な資金調達はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

項　　目	第 57 期 2015年4月から 2016年3月まで	第 58 期 2016年4月から 2017年3月まで	第 59 期 2017年4月から 2018年3月まで	第 60 期 2018年4月から 2019年3月まで (当連結会計年度)
売　上　高(百万円)	19,555	24,062	27,198	28,501
経 常 利 益(百万円)	1,746	1,905	2,633	2,958
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	798	1,351	1,587	1,713
1株当たり当期純利益(円)	64.64	109.44	128.42	138.62
総　資　産(百万円)	31,472	36,404	39,003	41,395
純　資　産(百万円)	25,670	27,999	29,825	31,188
1株当たり純資産額(円)	2,067.24	2,151.59	2,285.13	2,378.41

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を第60期の期首から適用しており、第57期から第59期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
新コスモス電機メンテナンス株式会社	30百万円	100.0%	ガス検知警報器等の保守点検および工事
コスモスサービス株式会社	30百万円	100.0%	ガス検知警報器等の保守点検および工事
イズミ電機株式会社	20百万円	80.0%	ガス警報器等の組立製造
新考思莫施電子（上海）有限公司	200百万円	100.0%	ガス検知警報器等の製造および販売
フィガロ技研株式会社	99百万円	66.6%	ガスセンサ等の研究開発および製造販売
NEW COSMOS ELECTRIC KOREA CO.,LTD.	1,500百万ウォン	100.0%	ガス検知警報器等の輸入販売および保守点検
New Cosmos USA,Inc.	100万ドル	100.0%	ガス検知警報器等の輸入販売および保守点検

(注) 当社は、2019年2月1日付でアメリカ合衆国イリノイ州シカゴに New Cosmos USA,Inc.を設立しました。

⑷ 対処すべき課題

わが国経済の先行きについては、輸出や生産の一部に弱さもみられますが、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復が続くことが期待されます。

当社グループは「私たちは、センシング技術とサービスで、世界中の安全・安心・快適な環境創りに挑戦します」を使命とし、家庭用から工業用までをカバーするガス警報器・ガスセンサの総合メーカーとして事業の充実に努めてまいります。

1.お客さま視点に立った製品の開発

家庭や産業の現場におけるガスによる爆発・中毒事故を未然に防ぐための製品、火災の早期発見に役立つ製品、また、作業環境における危険化学物質を監視して安全確保に役立つ製品等、時代とともに変化するお客さまのニーズに対応した製品開発が求められます。そして、それぞれの市場で課題を解決するため、先進技術の導入・活用を進め、技術競争力の強化と差別化をはかり、開発のスピード化、生産性のさらなる向上、コストダウンの実現を進め、信頼される高機能、高付加価値製品の開発に努めてまいります。

2.海外事業の強化

「世界中からガス事故を無くす」という当社グループの使命を実現するため、世界中に当社グループのガス警報器・ガスセンサをお届けするための活動を続けています。

中国、台湾、韓国、タイ、欧州、北米の拠点をはじめ、その他の地域でも代理店網の整備・充実を進めており、今後はさらにユーザー志向を徹底することと現地企業の深耕を強化し、シェアの拡大とサービス体制の整備・確立をはかりながら海外事業の強化に取り組んでまいります。

3.持続的な成長の基盤となるセンサ技術の研究開発

「Society 5.0」が提唱され、IoTやAIと並んでセンシング技術が注目を集めるなかでガスセンサへの期待も高まっています。当社グループは独創的な発想のもとで、数々の革新的なガスセンサをこれまでに生み出し、さまざまな製品を市場に提供してきました。

今後は、グループ会社間の協業をさらに深め、新たなステージへの挑戦と研究開発の充実をはかってまいります。

4.お客さまの満足度を上げていく営業、サービス体制の充実

当社グループは、市場でお客さまがかかえる課題を解決するため、効果的に製品やノウハウをご提供できるよう、営業体制・アフターサービスの強化に努め、お客さま満足度の向上に取り組んでまいります。

5.経営の効率化、原価の低減

企業間競争の舞台がグローバル化し、さらに事業環境は日々変化しています。今後、より効果的な投資を行い経営の効率化、開発のスピードアップ、生産性のさらなる向上と原価の低減により収益体制を強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

6.コンプライアンスの徹底

当社グループは事業活動を展開するにあたり、コンプライアンスの徹底を掲げ、法令や社会規範を遵守することで、より高い評価と信頼に繋げてまいります。

以上の課題に加えて、当社グループは当社経営理念にあるように、未来への挑戦、人的資源の成長、ステークホルダーの尊重とコミュニケーションの充実に積極的に取り組み、社会とともに発展し、社会に貢献できる会社を実現してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

主に下記の製造および販売を行っております。

① 家庭用ガス警報器関連
② 工業用定置式ガス検知警報器関連
③ 業務用携帯型ガス検知器関連

⑹ **主要な営業所および工場**（2019年３月31日現在）

① 当社の本社および事業所の状況

名称	所在地	名称	所在地
本社・工場	大阪府大阪市	新潟営業所	新潟県新潟市
コスモスセンサセンター	兵庫県三木市	静岡営業所	静岡県静岡市
西日本支社	大阪府大阪市	北陸営業所	石川県金沢市
東日本支社	東京都港区	岡山営業所	岡山県倉敷市
中部支社	愛知県名古屋市	広島営業所	広島県広島市
札幌営業所	北海道札幌市	九州営業所	福岡県福岡市
仙台営業所	宮城県仙台市		

② 子会社の事業所の状況

会社名	名称	所在地
新コスモス電機メンテナンス株式会社	本社	東京都千代田区
コスモスサービス株式会社	本社	大阪府大阪市
イズミ電機株式会社	本社	兵庫県尼崎市
新考思莫施電子（上海）有限公司	本社	中華人民共和国上海市
フィガロ技研株式会社	本社	大阪府箕面市
NEW COSMOS ELECTRIC KOREA CO.,LTD.	本社	大韓民国京畿道城南市
New Cosmos USA,Inc.	本社	アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ

⑺ **使用人の状況**（2019年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
758名	23名増

（注）１．使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者を含みません。
２．使用人数には、臨時使用人（年間平均人員 322名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
429名	5名減	42.7歳	17.0年

（注）1．使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者を含みません。
2．使用人数には、臨時使用人（年間平均人員 148名）は含んでおりません。

⑻ 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,722,500千円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年９月10日開催の取締役会においてアメリカ合衆国に当社100%出資の子会社を設立することを決議し、2019年２月１日に開設いたしました。

現地法人の概要（2019年３月31日現在）

・会社名　New Cosmos USA,Inc.
・所在地　アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ
・資本金　100万ドル
・出資比率　100%
・ＣＥＯ　加藤　昌弘

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　50,000,000株
② 発行済株式の総数　12,561,000株
③ 株主数　731名
④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
岩谷産業株式会社	2,601	21.05
有限会社アール・ケイ	572	4.63
新コスモス電機取引先持株会	514	4.16
柴田芳市	505	4.09
笠原美都子	475	3.85
新コスモス電機従業員持株会	459	3.72
大阪瓦斯株式会社	442	3.58
第一生命保険株式会社	385	3.11
齋賀優子	371	3.01
重盛徹志	357	2.89

（注）１．持株比率は自己株式（200,977株）を控除して計算しております。
２．発行済株式の総数には自己株式（200,977株）を含んでおります。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	重盛 徹志（しげもり てつし）	
代表取締役社長	髙橋 良典（たかはし よしのり）	
取締役	松原 義幸（まつばら よしゆき）	副社長執行役員 リビング事業管掌
取締役	飯森 龍（いいもり りゅう）	常務執行役員 海外営業管掌 兼 管理本部長 兼 内部統制担当 兼 広報室担当
取締役	相川 勝之助（あいかわ かつのすけ）	常務執行役員 生産管掌 兼 技術開発管掌 兼 技術開発本部長
取締役	金井 隆生（かない たかお）	上席執行役員 インダストリ営業本部長
取締役	竹内 徹（たけうち とおる）	上席執行役員 品質管理管掌 兼 経営企画室長 兼 事業支援部長 兼 情報システム部長
取締役	池田 俊雄（いけだ としお）	上席執行役員 リビング営業本部長 兼 東日本支社長
取締役	服部 雅夫（はっとり まさお）	上席執行役員 インダストリ営業本部副本部長 兼 中部支社長
取締役	天本 太郎（あまもと たろう）	フィガロ技研株式会社代表取締役社長
取締役	手島 肇（てじま はじめ）	株式会社タクマ顧問
常勤監査役	池上 久雄（いけがみ ひさお）	国立大学法人東京学芸大学客員教授
監査役	山岸 和彦（やまぎし かずひこ）	あさひ法律事務所弁護士・パートナー 公益社団法人日本スカッシュ協会監事
監査役	柳澤 有廣（やなぎさわ ありひろ）	畢馬威財務諮詢股份有限公司 (KPMG Deal Advisory Limited,Taiwan) 首席顧問

（注）１．取締役の手島肇氏は、社外取締役であり、当社は手島肇氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

２．監査役の池上久雄氏、山岸和彦氏、柳澤有廣氏は、社外監査役であり、当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 当事業年度中における取締役の地位・担当等の異動

・2018年７月１日付の組織変更および役員異動において次のとおりとなりました。

氏名	新	旧
松原 義幸	取締役 副社長執行役員 リビング事業管掌	取締役 副社長執行役員 品質管理管掌 兼 リビング営業本部長
竹内 徹	取締役 上席執行役員 品質管理管掌 兼 経営企画室長 兼 事業支援部長 兼 情報システム部長	取締役 上席執行役員 経営企画室長 兼 事業支援部長 兼 情報システム部長
池田 俊雄	取締役 上席執行役員 リビング営業本部長 兼 東日本支社長	取締役 上席執行役員 リビング営業本部副本部長 兼 東日本支社長

③ 当事業年度後における取締役の地位・担当等の異動

・2019年４月１日付の組織変更および役員異動において次のとおりとなりました。

氏名	新	旧
松原 義幸	取締役 副社長執行役員 生産本部管掌	取締役 副社長執行役員 リビング事業管掌
飯森 龍	取締役 常務執行役員 海外事業統括本部長 兼 管理本部長 兼 内部統制担当 兼 広報室担当	取締役 常務執行役員 海外営業管掌 兼 管理本部長 兼 内部統制担当 兼 広報室担当
相川 勝之助	取締役 常務執行役員 センサ本部管掌 兼 技術開発本部長	取締役 常務執行役員 生産管掌 兼 技術開発管掌 兼 技術開発本部長
竹内 徹	取締役 上席執行役員 経営企画室管掌	取締役 上席執行役員 品質管理管掌 兼 経営企画室長 兼 事業支援部長 兼 情報システム部長
服部 雅夫	取締役 上席執行役員 品質管理本部管掌 兼 インダストリ営業本部副本部長 兼 中部支社長	取締役 上席執行役員 インダストリ営業本部副本部長 兼 中部支社長

④　取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　数（名）	報酬等の総額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	10 (1)	209,623 (5,200)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	20,800 (20,800)
合計	13	230,423

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、1993年６月25日開催の第34回定時株主総会において年額２億５千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2009年６月26日開催の第50回定時株主総会において年額５千万円以内と決議いただいております。
4．報酬等の総額には、当事業年度において費用処理した役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役手島肇氏は株式会社タクマ顧問を兼務しております。当社と兼職先とは特別な関係はありません。
・監査役池上久雄氏は、国立大学法人東京学芸大学客員教授を兼務しております。当社と兼職先とは特別な関係はありません。
・監査役山岸和彦氏は、あさひ法律事務所弁護士・パートナーを兼務しております。また、同氏は公益社団法人日本スカッシュ協会監事を兼務しております。当社と両兼職先とは特別な関係はありません。
・監査役柳澤有廣氏は畢馬威財務諮詢股份有限公司 首席顧問を兼務しております。当社と兼職先とは特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

区　分	氏　名	取締役会（12回開催）		監査役会（7回開催）	
		出席回数（回）	出席率（％）	出席回数（回）	出席率（％）
取締役	手島　肇	11	92	－	－
監査役	池上久雄	12	100	7	100
監査役	山岸和彦	12	100	7	100
監査役	柳澤有廣	12	100	7	100

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役手島肇氏は、主に企業経営の経験者としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役池上久雄氏は主に企業経営の経験者として、また学識経験者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

監査役山岸和彦氏は弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

監査役柳澤有廣氏は事業戦略に関する豊富な経験や実績を有しており、専門的な視点から意見を述べるなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役手島肇氏、社外監査役池上久雄氏、山岸和彦氏、柳澤有廣氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　協立監査法人
　　神明監査法人

（注）当社は協立監査法人および神明監査法人による共同監査体制をとってまいりましたが、共同監査特有のリスクを解消するため、神明監査法人から、任期満了により退任したい旨の申し出があり、当社はこの申し出を了承いたしました。神明監査法人は、2019年６月27日開催予定の第60回定時株主総会終結の時をもって会計監査人を退任することとなりました。

② 報酬等の額

	協立監査法人	神明監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,750千円	9,750千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,100千円	9,750千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会を毎月１回開催することを原則とし、必要に応じて適時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に職務執行を監督します。

取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針等に従い、各監査役の監査対象となっています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報を、法令および社内の文書管理規程に則り保存・管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、全社的なリスク状況の監視ならびに全社的対応は総務人事部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行うこととしております。

また、リスク管理規程を制定し、各部門において必要に応じてマニュアルを作成し整備していきます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織・職務権限規程、業務分掌規程および稟議決裁規程によって、取締役の妥当な職務範囲および意思決定ルールを制定しております。

また、原則として毎月１回取締役会を開催し、重要事項の検討や業務の運用状況の把握を行っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、全社コンプライアンス体制の整備をはかりながら、業務分掌規程に則って各部門長が責任をもって体制を整備していきます。

また、内部監査室を設置しており、内部監査室長は重要な会議に出席することによって、職務の執行が法令および定款に適合することを確認しております。

⑥　当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当社では、関係会社管理規程を制定しております。また、当社取締役・使用人が子会社の役員を兼務し、企業集団における業務の適正を確保しております。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　当社では、現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で配置することといたします。
　なお、2019年３月現在においては、監査役会はその職務を補助する使用人を置くことを求めてはおりません。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
　当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

⑨　企業集団の取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社では、取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行います。
　その報告・情報提供としての主なものは、次のとおりです。
　イ 当社の内部統制システムの構築に係る部門の活動状況
　ロ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
　ハ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
　ニ 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付
（2）当社では、企業集団の取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべき事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告します。
（3）当社は、監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を企業集団の取締役および使用人に周知徹底します。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還等の手続きに応じるものとします。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人および内部監査室から必要に応じて監査内容の報告を受け、相互に連携をはかるようにします。

また、経理財務部および総務人事部の使用人が、必要に応じて監査役の監査を補助しております。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループ会社は、金融商品取引法その他関係法令ならびに一般に公正妥当と認められる会計基準にもとづき適正な会計処理を行い、財務報告の信頼性を確保するため、関連諸規程を整備するとともに、財務報告に係るリスクの予防・発見・是正に努め、財務報告に係る内部統制の体制の構築、維持、向上に努めます。

⑬　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

〔反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〕

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との取引の防止に努め、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

〔反社会的勢力排除に向けた整備状況〕

反社会的勢力排除に向けた取り組みについては、法令および企業倫理に則り対応することが重要であるとの認識にもとづき、対応部署を総務人事部とし、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。

また、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力の情報収集、排除に努めています。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

・原則毎月１回の定例取締役会のほか、年間11回の本部長会議を開催し、法令等で定められた事項や経営方針、予算の策定、各議案の審議、業務執行状況等の監督等、経営に関する重要な事項を決定しております。そして毎月の予算実績の分析・評価を行い、対策の検討をするとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。
・監査役会を７回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか重要な会議へ出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
・当社および当社グループの役職員が守らなければならない基本原則である「企業行動憲章」「企業行動マニュアル」を遵守し、その遵守の徹底をはかっております。

・コンプライアンス体制の充実をはかるため、総務人事部内に法務グループを設置しております。従来の取り組みに加え、強化月間の設定や各職場・職種のニーズに応じた研修を実施するなど、法令遵守の意識高揚をはかっております。

（注）本事業報告に記載しております数字は、金額および株数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他比率等は、四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**26,243,925**	**流動負債**	**7,247,793**
現金及び預金	11,879,152	支払手形及び買掛金	4,069,981
受取手形及び売掛金	8,309,328	短期借入金	50,000
たな卸資産	5,731,586	１年内返済予定長期借入金	294,000
その他	418,009	未払法人税等	527,599
貸倒引当金	△94,151	賞与引当金	514,774
固定資産	**15,151,913**	製品保証引当金	130,813
有形固定資産	**7,880,281**	その他	1,660,624
建物及び構築物	2,626,943	**固定負債**	**2,959,758**
機械装置及び運搬具	836,041	長期借入金	1,432,500
土地	3,149,257	退職給付に係る負債	1,071,623
建設仮勘定	692,247	繰延税金負債	63,184
その他	575,791	役員退職慰労引当金	384,672
無形固定資産	**1,860,698**	その他	7,778
ソフトウェア	166,031	**負債合計**	**10,207,552**
のれん	1,650,697	**(純資産の部)**	
ソフトウェア仮勘定	8,013	**株主資本**	**28,337,709**
その他	35,956	**資本金**	**1,460,000**
投資その他の資産	**5,410,934**	**資本剰余金**	**933,171**
投資有価証券	3,450,424	**利益剰余金**	**26,230,499**
繰延税金資産	200,061	**自己株式**	**△285,961**
その他	1,762,676	**その他の包括利益累計額**	**1,059,467**
貸倒引当金	△2,228	その他有価証券評価差額金	1,036,542
		為替換算調整勘定	29,904
		退職給付に係る調整累計額	△6,979
		非支配株主持分	**1,791,109**
		純資産合計	**31,188,286**
資産合計	**41,395,838**	**負債純資産合計**	**41,395,838**

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**28,501,458**
売上原価	**15,815,603**
売上総利益	**12,685,855**
販売費及び一般管理費	9,978,056
営業利益	**2,707,798**
営業外収益	**262,698**
受取利息	7,253
受取配当金	56,388
持分法による投資利益	85,187
その他	113,869
営業外費用	**11,781**
支払利息	5,665
その他	6,115
経常利益	**2,958,716**
特別利益	**1,897**
固定資産売却益	801
関係会社出資金売却益	1,096
特別損失	**4,525**
固定資産除却損	4,525
税金等調整前当期純利益	**2,956,088**
法人税、住民税及び事業税	915,232
法人税等調整額	62,901
当期純利益	**1,977,953**
非支配株主に帰属する当期純利益	264,630
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,713,323**

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,460,000	933,171	24,838,538	△285,889	26,945,820
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△321,361		△321,361
親会社株主に帰属する当期純利益			1,713,323		1,713,323
自己株式の取得				△72	△72
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,391,961	△72	1,391,889
当連結会計年度末残高	1,460,000	933,171	26,230,499	△285,961	28,337,709

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,149,883	119,385	29,275	1,298,545	1,580,720	29,825,085
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△321,361
親会社株主に帰属する当期純利益						1,713,323
自己株式の取得						△72
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△113,341	△89,481	△36,254	△239,077	210,389	△28,687
当連結会計年度変動額合計	△113,341	△89,481	△36,254	△239,077	210,389	1,363,201
当連結会計年度末残高	1,036,542	29,904	△6,979	1,059,467	1,791,109	31,188,286

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　９社

・主要な連結子会社の名称　新コスモス電機メンテナンス株式会社
コスモスサービス株式会社
イスズ電機株式会社
新考思莫施電子（上海）有限公司
フィガロ技研株式会社
Figaro USA,Inc.
費加羅傳感科技（上海）有限公司
NEW COSMOS ELECTRIC KOREA CO.,LTD.
New Cosmos USA, Inc.

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　新潟コスモス株式会社
Bionics Instrument Europe B.V.
コスモス販売株式会社

・連結範囲から除いた理由　非連結子会社３社は小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）はいずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵ 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
２社

・主要な会社等の名称　天津費加羅電子有限公司
上海松江費加羅電子有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　新潟コスモス株式会社
Bionics Instrument Europe B.V.
コスモス販売株式会社
フォーリーブス株式会社

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑶　連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度より、New Cosmos USA, Inc.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、新考思莫施電子（上海）有限公司、費加羅傳感科技（上海）有限公司、NEW COSMOS ELECTRIC KOREA CO.,LTD.、New Cosmos USA, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

⑸　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・製品・仕掛品・原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属属設備及び構築物については定額法を採用しております。 新考思莫施電子（上海）有限公司は、定額法によっております。
ロ．無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等につきましては財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．製品保証引当金　製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績率等に基づき、見込額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準

当社の退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

⑴　国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額

「機械及び装置」19,296千円、「工具器具備品」2,209千円は国庫補助金受入れによる圧縮記帳額であり、取得価額より減額しております。

⑵　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

建物及び構築物	79,988千円
土地	222,938千円
計	302,927千円

②　担保にかかる債務

長期借入金	639,000千円

⑶　有形固定資産の減価償却累計額　11,192,171千円

⑷　偶発債務

債務保証

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Bionics Instrument Europe B.V.　（315,000ユーロ）	39,236千円

⑸　当連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務

当連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の当連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	144,404千円
電子記録債権	233,247千円
支払手形	45,001千円
電子記録債務	401,705千円
設備手形	3,097千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数

普通株式	12,561,000株

⑵　自己株式の保有数

普通株式	当連結会計年度期首の株式数	200,932株
	当連結会計年度増加株式数	45株
	当連結会計年度末の株式数	200,977株

⑶ 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	2018年６月28日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	321,361千円
１株当たり配当額	26円
基準日	2018年３月31日
効力発生日	2018年６月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議予定	2019年６月27日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	346,080千円
１株当たり配当額	28円
基準日	2019年３月31日
効力発生日	2019年６月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

６．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、自己資金にて運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売業務管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
⑴ 現金及び預金	11,879,152	11,879,152	－
⑵ 受取手形及び売掛金	8,309,328	8,309,328	－
⑶ 投資有価証券	3,308,735	3,308,735	－
⑷ 支払手形及び買掛金	4,069,981	4,069,981	－
⑸ 短期借入金	50,000	50,000	－
⑹ 長期借入金	1,726,500	1,727,880	1,380

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金、並びに⑵　受取手形及び売掛金（電子記録債権含）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑷　支払手形及び買掛金（電子記録債務含）、並びに⑸　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑹　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額141,688千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶　投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	2,378.41円
１株当たり当期純利益	138.62円

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**16,408,396**	**流動負債**	**5,755,168**
現金及び預金	4,843,911	支払手形	323,156
受取手形	1,275,729	電子記録債務	2,343,454
電子記録債権	1,569,845	買掛金	1,295,183
売掛金	4,377,725	1年内返済予定の長期借入金	150,000
製品	1,391,652	未払金	595,616
原材料	1,725,852	未払法人税等	224,123
仕掛品	1,075,957	未払費用	149,111
前払費用	116,782	賞与引当金	365,070
その他	123,291	製品保証引当金	130,813
貸倒引当金	△92,352	その他	178,639
固定資産	**14,542,475**	**固定負債**	**2,022,321**
有形固定資産	**5,288,211**	長期借入金	937,500
建物	1,802,326	退職給付引当金	853,949
構築物	41,890	役員退職慰労引当金	230,872
機械及び装置	194,223	**負債合計**	**7,777,489**
工具器具備品	418,077	**(純資産の部)**	
土地	2,699,952	**株主資本**	**22,139,291**
建設仮勘定	131,741	**資本金**	**1,460,000**
無形固定資産	**166,450**	**資本剰余金**	**934,443**
借地権	25,527	資本準備金	934,443
電話加入権	6,078	**利益剰余金**	**20,030,809**
ソフトウェア	126,358	利益準備金	365,000
施設利用権	473	その他利益剰余金	19,665,809
ソフトウェア仮勘定	8,013	事業拡張積立金	5,400,000
投資その他の資産	**9,087,812**	特別償却準備金	11,876
投資有価証券	3,139,063	別途積立金	10,995,450
関係会社株式	4,870,906	繰越利益剰余金	3,258,482
その他の関係会社有価証券	57,502	**自己株式**	**△285,961**
関係会社出資金	200,000	**評価・換算差額等**	**1,034,090**
その他	788,467	**その他有価証券評価差額金**	**1,034,090**
繰延税金資産	34,100	**純資産合計**	**23,173,381**
貸倒引当金	△2,228		
資産合計	**30,950,871**	**負債純資産合計**	**30,950,871**

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**20,764,053**
売上原価	**13,444,153**
売上総利益	**7,319,899**
販売費及び一般管理費	**6,297,522**
営業利益	**1,022,376**
営業外収益	**292,037**
営業外費用	**8,353**
経常利益	**1,306,060**
特別損失	**603**
固定資産除却損	603
税引前当期純利益	**1,305,457**
法人税、住民税及び事業税	340,615
法人税等調整額	△33,639
当期純利益	**998,481**

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					事業拡張積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,460,000	934,443	934,443	365,000	4,900,000	15,835	10,995,450	3,077,403	19,353,689	△285,889	21,462,243
当期変動額											
剰余金の配当								△321,361	△321,361		△321,361
当期純利益								998,481	998,481		998,481
積立金の増加					500,000			△500,000	－		－
積立金の取崩						△3,958		3,958	－		－
自己株式の取得										△72	△72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	500,000	△3,958	－	181,078	677,119	△72	677,047
当期末残高	1,460,000	934,443	934,443	365,000	5,400,000	11,876	10,995,450	3,258,482	20,030,809	△285,961	22,139,291

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,148,116	1,148,116	22,610,360
当期変動額			
剰余金の配当			△321,361
当期純利益			998,481
積立金の増加			－
積立金の取崩			－
自己株式の取得			△72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△114,025	△114,025	△114,025
当期変動額合計	△114,025	△114,025	563,021
当期末残高	1,034,090	1,034,090	23,173,381

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

・子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの　事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

時価のないもの　移動平均法による原価法

②　たな卸資産

製品・仕掛品・原材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

②　無形固定資産　定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等につきましては財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③　製品保証引当金　製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績率等に基づき、見込額を計上しております。

④　退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

⑤　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

⑷　その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　7,513,559千円

⑵　保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Bionics Instrument Europe B.V.　(315,000ユーロ)　　39,236千円

⑶　関係会社に対する金銭債権または金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権　　1,387,284千円

関係会社に対する短期金銭債務　　705,817千円

⑷　国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額

「機械及び装置」19,296千円、「工具器具備品」2,209千円は国庫補助金受入れによる圧縮記帳額であり、取得価額より減額しております。

⑸　当事業年度末日満期手形及び電子記録債権債務

当事業年度末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の当事業年度末日満期手形及び電子記録債権債務が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	143,357千円
電子記録債権	233,247千円
支払手形	45,001千円
電子記録債務	447,024千円
設備手形	3,097千円

4．損益計算書に関する注記

⑴　研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費は、次のとおりであります。

一般管理費	1,397,625千円
当期製造費用	181,761千円
計	1,579,387千円

⑵　固定資産除却損

固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	0千円
工具器具備品	603千円
計	603千円

⑶　関係会社との取引高

売上高	2,696,364千円
仕入高	4,122,482千円
その他営業以外の取引高	3,481千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の保有数

普通株式	200,977株

6．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
退職給付引当金	261,137千円
製品保証引当金	40,002千円
賞与引当金	111,638千円
貸倒引当金	28,241千円
役員退職慰労引当金	70,600千円
減損損失	69,465千円
未払事業税	20,162千円
その他	50,312千円
繰延税金資産小計	651,561千円
評価性引当額	△90,474千円
繰延税金資産合計	561,087千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△75,820千円
特別償却準備金	△5,231千円
その他有価証券評価差額	△445,933千円
繰延税金負債合計	△526,986千円
繰延税金資産の純額	34,100千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.0%
住民税均等割	1.6%
税額控除	△5.4%
その他	△1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%

7．関連当事者との取引に関する注記

親会社及び主要株主等（会社等）

種　類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
主要株主	岩谷産業㈱	大阪市中央区	20,096	卸売業	（被所有）割合 21.05	当社製品の販売	当社製品の販売	1,487,011	売掛金	267,810
									電子記録債権	750,446

（注）1．上記の金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等は、取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定しております。

8．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　　1,874.87円

1株当たり当期純利益　　80.78円

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年５月11日

新コスモス電機株式会社
　取締役会　御中

神　明　監　査　法　人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　角橋　実　　㊞

協　立　監　査　法　人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　朝田　潔　　㊞

　私どもは、会社法第444条第４項の規定に基づき、新コスモス電機株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　私どもの責任は、私どもが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続きは、私どもの判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私どもは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　私どもは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新コスモス電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と私ども両監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年５月11日

新コスモス電機株式会社
　取締役会　御中

神　明　監　査　法　人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　角橋　実　　㊞

協　立　監　査　法　人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　朝田　潔　　㊞

　私どもは、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新コスモス電機株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　私どもの責任は、私どもが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私どもの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私どもは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と私ども両監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意志疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意志疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人神明監査法人及び協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人神明監査法人及び協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年５月13日

新コスモス電機株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　池上久雄 ㊞

監査役（社外監査役）　山岸和彦 ㊞

監査役（社外監査役）　柳澤有廣 ㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場　大阪市淀川区三津屋中２丁目５番４号
当社本社２階ホール
電話（06）6308−3112

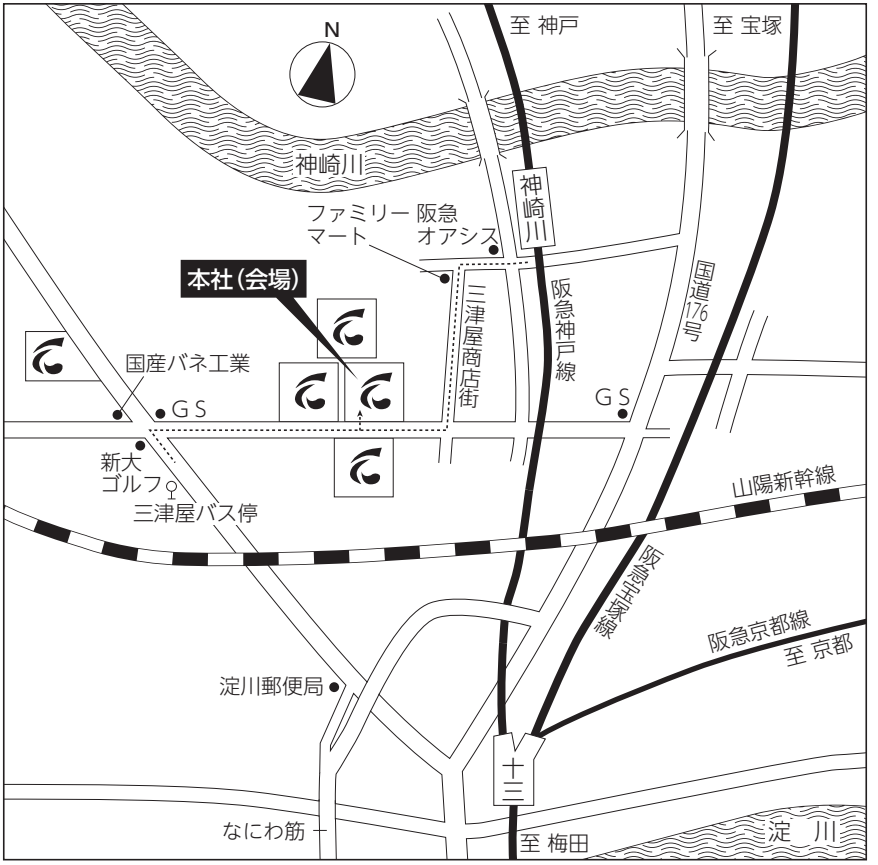

〈交通手段〉

大阪駅（梅田）より
・阪急神戸線「神崎川」駅から徒歩約８分
　（阪急「梅田」駅から「神崎川」駅までは普通電車で約７分）
・バスの場合
　大阪シティバス97系統「加島駅前」行乗車約15分
　阪急バス18系統「加島駅前」行乗車約15分
　「三津屋」バス停下車、徒歩約５分

UD FONT